

松戸市水道事業公告第40号  
令和7年7月18日

松戸市水道事業建設工事制限付き一般競争入札（郵便入札・事後審査型）の実施について

松戸市水道事業管理者 加藤 肇

次のとおり制限付き一般競争入札（郵便入札・事後審査型）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

※本工事は、「松戸市水道事業建設工事週休2日制適用工事実施要領」に基づく週休2日制適用工事である。

※原則として土日祝日は作業を休止すること。

※発注方式は「発注者指定方式」とする。

※その他詳細事項については、「松戸市水道事業建設工事週休2日制適用工事実施要領」を参照すること。

記

1 工事名称 常盤平四丁目16番地先配水管布設替工事

2 工事場所 松戸市常盤平四丁目16番地先

3 工事期間 契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

4 工事概要

・配水管	φ100mm鑄鉄管	GX形	K形	L=	216.02m
・給水管	φ100mm鑄鉄管	GX形		L=	21.70m
・仕切弁	φ100mm			N=	6基
・消火栓	φ 75mm			N=	1基
・舗装復旧					一式

5 予定価格 金38,050,000円（税抜き）

6 最低制限価格 設定あり（税抜き）

※ 算定方法「21 最低制限価格算定方法」参照のこと  
(松戸市水道事業建設工事最低制限価格取扱要綱)

7 工事担当部課 水道部 工務課 担当課長名 染谷 一幸

連絡先 047-341-0911

8 入札参加資格要件

入札参加者は、入札参加申請時に提出された書類については書換え、引換え等することは原則できないので、確認してから申し込むこと。また、資格要件を満たしていない者が入札に参加しても落札することはできません。

(1) 令和6・7年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、本工事の公告の日から落札者決定日までの間、松戸市水道事業建設工事等資格者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (2) 令和6・7年度「管工事」の格付けがAランクであること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。
- (4) 松戸市内に本店を有し、松戸市水道事業指定給水装置工事事業者であり、かつ、1年以上の実績を有する者であること。
- (5) 技術者は次に掲げる要件を満たし配置できること。  
ア 他の工事で専任の技術者（主任技術者又は監理技術者）になつてゐないこと。  
※建設業法第26条及び同法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定に基づき技術者を配置すること。  
イ 直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）である者
- (6) 現場代理人の兼任を認める工事について  
本工事は、「松戸市水道事業建設工事現場代理人及び主任（監理）技術者の配置に関する事務取扱要領」に基づき、現場代理人1人につき3件までの兼任対象工事とする。
- (7) 過去10年以内に官公庁等発注による配水管または導・送水管の布設工事あるいは布設替工事を元請けとして施工した実績を有すること。（工事請負契約書の表紙及び工法等工事内容の確認できる書類を申請書と併せて提出してください。）
- (8) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者  
ア 電子交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本工事の入札前6か月以内に手形もしくは小切手の不渡りを出した者  
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者  
ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者  
エ 本事業の公告の日から入札日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者  
オ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者  
カ 事業協同組合等が入札参加申込をする場合は、その組合等の構成員になっている者は、単独で入札参加申込みをすることはできない。  
キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- (9) 社会保障等の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。  
ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務  
イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27号の規定による届出の義務  
ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

## 9 申請に関する事項

### (1) 申請期間

令和7年7月18日（金） 午前8時30分 から

令和7年7月24日（木） 午後2時（必着） まで

持参による場合は、午前9時から午後5時（最終日は午後2時）までとする。ただし、土・日・祝日を除く。

なお、（水道部指定用紙）とあるものについては、松戸市水道部ホームページからダウンロードすること。

### (2) 申請場所

〒270-0027 千葉県松戸市ニツ木2003番地の1 松戸市水道部 総務課

※申請方法は、対面配達（一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス）又は持参により提出すること。郵便料は、申請者の負担とする。

### (3) 提出書類

ア 松戸市水道事業建設工事制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書  
(水道部指定用紙)

イ 技術者の要件を満たす資格証等の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）を示す書類（※）

（※）原則として、公的機関が発行した次のいずれかの書類の写しを提出すること。

- ・健康保険被保険者証
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・雇用保険被保険者証または雇用保険資格取得等確認通知書

ウ 施工実績を証する書類の写し（契約書の該当部分、工事内容の記載部分）

## 10 入札参加資格審査結果通知等

入札参加の適否を、ファクシミリにより令和7年7月28日に通知する。ただし、当該競争入札参加資格審査結果通知は、入札参加資格があると仮定して送付するものであり、開札終了後に落札候補者に対し22（1）提出書類により審査を行う。

## 11 契約条項等を示す場所

### (1) 契約書案及び設計図書等を示す場所

松戸市水道部ホームページ

### (2) 設計図書等を示す期間

令和7年7月18日（金） の 午前8時30分から

入札参加申請期限日 の 午後2時まで

### (3) 設計図書等の入手方法

「松戸市水道部ホームページ」よりダウンロードすること。

### (4) 設計図書等に関する質疑方法

質疑方法は、（2）設計図書等を示す期間内に電話にて質問すること。

松戸市 水道部 工務課 電話番号 047-341-0911

※ 平日の午前8時30分から午後5時（最終日は午後2時）まで

## 12 入札方法

競争入札参加資格審査結果通知書を受け取った者は、次のとおり入札書等を提出しなければならない。

### (1) 入札書等の提出方法

松戸市水道事業郵便入札取扱要綱第5条各号による。

### (2) 費用の負担

郵便入札における入札書の提出に係る郵便料については、競争入札の結果にかかわらず、郵便入札参加者の負担とする。

### (3) 入札参加資格があると認められた場合、原則として入札を辞退することは認めない。

## 13 入札書提出期限及び提出先

### (1) 日 時 令和7年7月29日（火） 午前8時30分から

日 時 令和7年8月 4日（月） 午後5時（必着）まで

### (2) 提出先 〒270-0027 千葉県松戸市ニツ木2003番地の1 松戸市水道部 総務課

## 14 入札執行日時及び場所

### (1) 日 時 令和7年8月6日（水） 午前10時00分

### (2) 場 所 松戸市水道部 小金庁舎2階 入札室

## 15 開札について

開札は前項の入札執行日時及び場所にて、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が当該入札事務に関係のない職員を立会人に指定して執行するものとする。

## 16 入札保証金について

入札に参加しようとする者は、松戸市水道事業会計規程第96条の規定に基づき、入札保証金を納めなければならない。ただし、公告日前日から過去10年以内において同種の官公庁等発注工事を元請として施工した実績を有する場合は入札保証金を免除とする。この場合、実績を確認できる書類を申込書と併せて提出するものとする。なお、当該書類は、「入札参加資格要件」の確認用書類を兼ねることができる。

## 17 契約保証金について

契約を締結するときは、契約金額（税込み）の100分の10以上（低入札価格調査を受けた者と契約を締結するときは、契約金額（税込み）の100分の30以上）の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、松戸市水道事業会計規程第113条各号の規定により契約保証金を免除することができる。

## 18 入札の中止

### (1) 入札の執行は、松戸市水道事業の都合により延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、松戸市水道事業は、その賠償の責を負わないものとする。

### (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、松戸市水道事業は、その賠償の責を負わないものとする。

## 19 入札の無効

松戸市水道事業会計規程第120条の規定に基づく、松戸市財務規則第131条各号に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

### (1) 所定の日時までに入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札

- (2) 指定した入札書以外の入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 予定価格を事前公表している場合にあっては、予定価格を超える入札
- (5) メール、ファクシミリ、電報及び電話による入札
- (6) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にあたる会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札期間終了までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

## 20 事業費内訳

入札書に事業費内訳金額を記載することとし、内訳項目は下記のとおりとする。

- (1) 直接工事費（計）
- (2) 共通仮設費（計）
- (3) 現場管理費
- (4) 一般管理費（等）

## 21 最低制限価格算定方法

最低制限価格は、次の各号に掲げる額の合計金額(当該合計額が予定価格(税抜き)に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては当該100分の92を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格(税抜き)に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該100分の75を乗じて得た額とする。)とする。

なお、当該合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 直接工事費（計）に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費（計）に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費 に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費（等）に100分の68を乗じて得た額

## 22 入札参加資格審査及び落札者の決定方法

落札候補者（第1位）となった者は、開札日の翌々日（土・日・祝日を除く。）の午後5時までに（1）提出書類を水道部総務課まで提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。審査の結果、資格があると確認された場合は落札者と決定する。もし、資格がない場合は、次順位の者を審査し、以下も同様とする。

- (1) 提出書類
  - ア 連合等不正行為に伴う誓約書（水道部指定用紙）
  - イ 特定関係調書（水道部指定用紙）
    - ※ 令和7年度に1度提出している場合、2回目以降の提出は不要です。変更が生じた場合のみ改めて提出すること。
  - ウ その他入札参加資格要件で必要と認める書類
  - エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

オ 松戸市に本店又は営業所等がある場合は、本事業の公告の日を含めて3か月以内に発行された以下の納税証明書の写しを提出すること。

・法人市民税（法人の場合）：直近1事業年度分

・市県民税（個人事業主の場合）：直近1年度（令和6年度）分

・固定資産税（課税されている場合）：直近1年度（令和7年度）分

※ ただし、当該年度分を完納していることが確認できる納税証明書の場合には、発行日を問わない。

※ 松戸市税の滞納がある場合、入札参加の申請はできない。

## 23 落札価格の決定

入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

## 24 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

## 25 建設業者の社会保険等未加入対策について

落札者は、本工事の施工において、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の未加入建設業者との一次下請契約を締結することは、原則認めないものとする。

## 26 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」（平成12年法律第104号）の対象工事である。

## 27 支払条件等

(1) 請負代金の支払いは、工事目的物の引渡し後、支払うものとする。

(2) 前払金は、申し出により契約金額の10分の4以内で支払う。ただし、請負金額が500万円以上の場合に限る。

(3) 前払金を受け、下記要件を満たす場合は中間前払金を請求することが出来る。中間前払金の金額は、契約金額の10分の2に相当する額の範囲とし、前払金と中間前払金の合計額は、契約金額の10分の6を超えることができない。

ア 工期が2分の1を経過していること。

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

エ 部分払により経費の支払いを受けていないこと。

## 28 入札に関する問い合わせ先

松戸市水道部総務課 電話 047-341-0430 ・ ファクシミリ 047-349-0881

※電話での問い合わせは、平日の午前8時30分から午後5時（最終日は午後2時）まで

メールアドレス mcsuidousoumu@city.matsudo.chiba.jp

松戸市水道部ホームページ

[https://www.city.matsudo.chiba.jp/suidou/jigyousha/nyusatsu\\_pr/index.htm](https://www.city.matsudo.chiba.jp/suidou/jigyousha/nyusatsu_pr/index.htm)